

# 皆さんのまちづくり活動を応援します！

～「区民活動支援事業」を募集～

伏見区役所では、平成23年度に策定しました「伏見区基本計画～皆でつくるすむまち伏見～」の推進に当たり、区民の皆さんが、自分たちの地域を暮らしやすい魅力あふれるまちにしていくために、区民主体で取り組まれるまちづくり活動経費の一部を支援します。

## 募集期間

平成24年5月16日（水）～平成24年6月29日（金）必着

## 応募に当たっての相談・問合せ先

伏見区役所地域力推進室支援事業担当（TEL611-1144・FAX611-0634）

深草支所地域力推進室支援事業担当（TEL642-3203・FAX641-0672）

醍醐支所地域力推進室支援事業担当（TEL571-6105・FAX573-1505）

※応募内容や提出書類等で不明な点がございましたらお問い合わせください。

## 書類提出先

### ① 郵送の場合

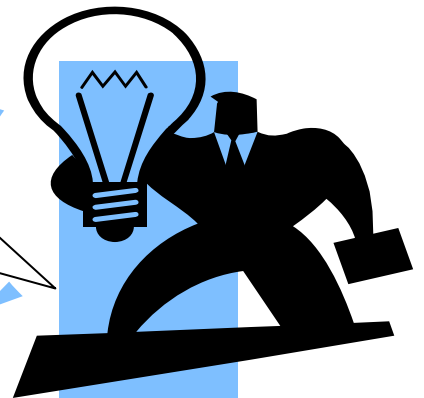
「〒612-8511（住所不要）伏見区役所地域力推進室支援事業担当」まで

### ② 持参の場合

「伏見区役所・深草支所・醍醐支所地域力推進室支援事業担当」まで

今こそ、思いをかたちに！  
30万円を上限に補助します。

まちづくり活動や地域課題の解決に向けた取組をされている皆様や、これから始めてみようと考えておられる皆様等、多くの御応募をお待ちしています。



## 1 支援対象となる事業

平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）に伏見区内で実施する下記の伏見区基本計画取組目標のいずれかに該当する事業です。

### 【伏見区基本計画の5つの取組目標】

- 1 循環型社会の要を担い、環境共生・低炭素社会の魁をめざします
- 2 自然と歴史がいきづく地域の魅力を学び、発信します
- 3 伏見力を活かし、「新しい京都」のまちづくりを牽引します
- 4 地域のコミュニティが人を育み、すこやかな暮らしを支えるまちをめざします
- 5 安心安全で、人にやさしい便利なまちをめざします

ただし、以下の事業は支援対象になりません。

- 学区まつりや学区民体育祭など地域で既に恒例となっている既存事業
- 政治・宗教・営利（活動）を目的とした事業
- 公の秩序又は善良の風俗に反する事業
- 平成24年6月末日までに完了する事業

## 2 支援対象となる団体

伏見区内で支援対象となるまちづくり活動を実施される団体・グループ

## 3 支援内容

補助金交付額は、必要事業経費（注1）の4分の3以内で上限は30万円です。なお、上限の範囲内で、まちづくり活動に参画したボランティアスタッフの労力を金額に換算し、補助金交付額に加算することができます。（注2）計画内容により最大2年間、予算の範囲内で継続して支援します。

### 注1 \*必要事業経費に該当するものの例\*

- (1) 事業活動に必要な資材及び消耗品等の購入費用
- (2) パンフレット、チラシ等の広報物の印刷、製作、発送に要する費用
- (3) 活動の記録に要する費用
- (4) 会場使用料及び機材等の賃貸借にかかる費用
- (5) 会場設営等事業活動に直接必要な役務にかかる費用
- (6) ボランティア保険等の事業活動に直接必要な保険の掛け金
- (7) 事業活動として行う講演会等の講師及びアドバイザーへの謝礼金
- (8) 事業活動に参画する講師、従事者及びボランティア等の交通費
- (9) その他区長が必要と認める費用

### \*必要事業経費に該当しないものの例\*

- (1) 平成24年3月31日以前又は、平成25年4月1日以降の事業に要する費用
- (2) 有償スタッフの人件費
- (3) 飲食、打ち上げ、レセプション等の経費
- (4) 領収書の無い等、支出の根拠が確認できない経費
- (5) その他用途が不明な費用
- (6) その他区長が適当と認めないもの

注2 \* 労力の換算方法 \*

(1) 金額換算

事業に参画したボランティアスタッフの労力を、一人1時間当たり500円として換算します。

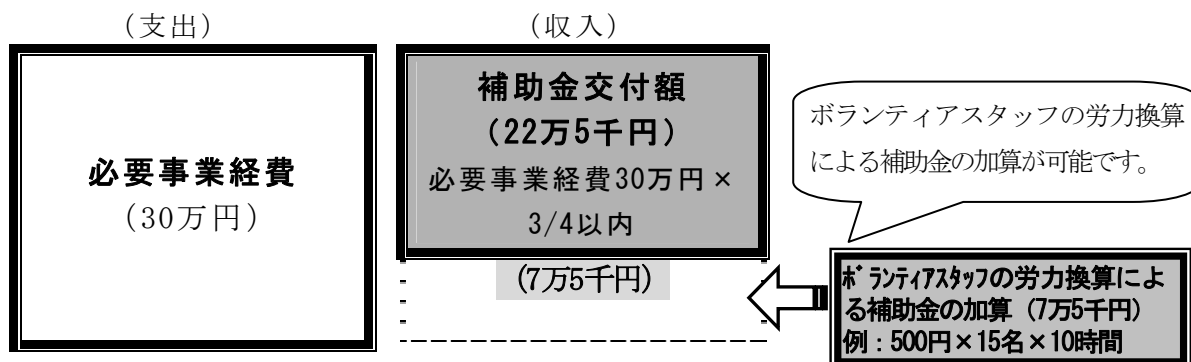
(2) 注意事項

ア 金額換算の対象は、事業を実施する団体・グループの運営に参画する無償のボランティアとします。ただし、当該事業に参画しない一般参加者(来場者等)は含みません。

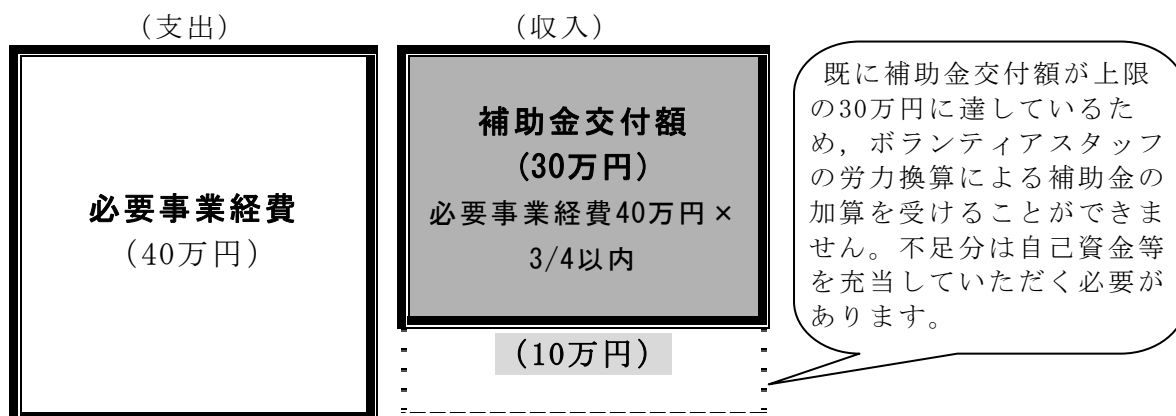
イ 労力換算に基づいて積算した補助金交付を申請する団体は、申請書を提出する際に、参画者の名簿と会合等の参画状況を示す書類を提出していただきます。

～支援内容(補助金交付額)の考え方～

例1 必要事業経費が30万円の場合



例2 必要事業経費が40万円の場合



## 4 選考方法

平成24年7月下旬（日時の詳細は別途お知らせします）に開催する審査会において、応募事業の審査を行います。その審査結果を踏まえ、伏見区長が支援事業を決定します。

なお、申請団体は、審査会において事業計画の内容を自ら説明することができます。また、審査会が必要と認める場合、申請団体に審査会にお越しいただき、事業の説明をしていただく場合があります。

## 5 支援事業数

15事業程度

## 6 応募方法

次の書類を6月29日（金）までに、お近くの区役所・支所（伏見区役所・深草支所・醍醐支所）地域力推進室支援事業担当に提出してください。

郵送の場合は、  
「〒612-8511（住所不要）伏見区役所地域力推進室支援事業担当」宛に送付してください。

### 【提出必要書類一覧】

①～⑥については、区役所・支所・出張所で様式を配布しています。

又は伏見区ホームページ（<http://www.city.kyoto.lg.jp/fushimi/>）からもダウンロードができます。

- ① 交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 事業予算書
- ④ 労力換算額算定書
- ⑤ 算定に関する誓約書
- ⑥ 団体活動状況報告書
- ⑦ 団体等の規約、役員名簿

（ただし、④、⑤については対象となる経費がない場合は不要）

## 7 事業終了後の手続き

事業終了後、速やかに所定の報告書を提出してください。

ただし、平成25年3月に事業を実施する場合等、平成25年3月31日までに報告書を提出することが困難である場合は、別途御相談ください。

## 8 応募に当たっての諸注意

- ① 対象となる団体・グループは、活動終了時まで責任をもって遂行できる団体・グループとします。
- ② 補助金は、原則として一事業年度、一団体・一グループあたり、一事業のみ交付することとします。
- ③ 補助金の交付を受けた団体・グループは、当該事業に関する申請書、収支報告書など関連書類を事業が完了した翌年から5年間保存し、交付決定者から閲覧を求められた際には、これに応じなければならないものとします。